

令和3年度（第10回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和4年1月11日（火）

第10回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和4年1月11日（火）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第76号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

出席委員

1 番 尾鷲壽夫	2 番 小山喜行	3 番 坂本渡	4 番 芝崎憲年
5 番 柴田明夫	6 番 谷本昌平	7 番 角是明	8 番 中筋雄四郎
9 番 中村省一	10 番 西謙讓	11 番 東地寧司	13 番 増本昌弘
14 番 山下敏文	15 番 宇井良子	16 番 地當久男	17 番 杉本百生
19 番 堤和之	20 番 深美剛一	21 番 山崎啓司	22 番 山田定男

欠席委員 なし

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長	(西会長 挨拶) 皆さん、新年あけましておめでとうございます。旧年中は何かとご協力いただきました。大変ありがとうございました。本年もどうかよろしくお願いいたします。 今年も去年同様にコロナ禍での正月ということで、何かと不十分な新年を迎えたかとは思いますが、皆様方におかれましてはそれぞれに良い年を迎えられたことと思います。2022年がこれから始まって行くわけですが、政治・経済、自然災害などの悪いことが起こらないように願っております。我々、農業委員会におきましては、従来どおり案件の出た事について整合性、透明性を確保しながらご審議いただいて、また現地調査などもしていただきながら串本町の農業の振興あるいは非農地の解消、農地の有用化、また有効利用について少しでも寄与できたらと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。 本日は、新年を迎えて初めての定例会ということで、課長に来てもらって挨拶をいただく予定にしていたのですが、業務多忙ということでちょっと出席できないということで、皆様にお詫びを言っておいてくれということでしたので報告しておきます。 それでは、早速定例会の方に入りたいと思います。本日の欠席委員はございません。それから署名委員には、13番 増本委員、14番 山下委員、お二方を指名いたします。どうかよろしくお願いをいたします。 尚、本日の議案審議は1つ、それから協議事項が1つの合計2個案件であります。ご協力をよろしくお願いします。 それでは、議案審議の方に入りたいと思います。 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いをいたします。
中村委員	はい、9番 中村です。
議長	はい、9番 中村委員。

中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
山下委員	はい、14番 山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	これはもう決定した事ではないと思うんですが、どうも納得できないんです。事務局の方から、その裁判所の入札のところまで、最初の段階からの流れを説明してもらいたいと思います。串本町の人を買うということであれば僕は何も言いませんが、今回は〇〇〇〇ということで町外の方が買っているんですね。それについてちょっと時系列で、こういう風になりましたという事情を教えてくださいたいと思います。
議長	確かに串本地区の農地をわざわざ地区外の方に売買する承認を、許可を与えたような形になっていますが、今回は地元の農家の方がこれに手を挙げていなければそれでも良かったのかも知れませんが、地元の農家の方も欲しいということで競売に参加されていた中で、まあ今回は地区外の方に決定したという事で、ちょっと疑問に感じる委員さんもおられると思います。そういった事で、前回この場で色々と議論していただいた中で、なかなか決められないという事で採決をとった訳ですが、山下委員においては確か欠席されていたと思います。
山下委員	すみません。3か月の間ちょっと病気をしていましたので。
議長	そうですね。それでおそらく流れが分からないという事だと思いますので説明して欲しいということです。
事務局	会長からお話がありましたが、この件につきましては去年の11月に開催した第7回定例会で証明願の提出がありました。当日、山下委員は欠席されておりまして、他には柴田委員さん、宇井委員さんが欠席となっています。その時の議案第45号でこの〇〇さんの買受適格証明願についての議案審議を行いました。その時にも山下委員がおっしゃるように〇〇〇からこの串本町の〇まで来て畑が、農業が出来るのかという点が議論の対

	象となりました。これよりも前に〇〇〇の方から同様の証明願が出て来た時には、やはり距離が遠いということで却下という判断になった案件がありました。そして色々な意見があった中で、過去に〇〇〇の方で農地を取得したいという内容で申請があった時に、許可されたことがあるというご意見がありました。〇〇〇からであれば時間にしても1時間程度で来ることができて、果樹の栽培という内容についても営農は可能ではないかという意見があり、最終的に多数決により適格証明を出すという判断となりました。その後、第8回定例会の時にもう一人の方から同じ買受適格証明願が提出されています。その方は地元の方でしたので証明については問題ないとの判断で、二名の方にこの買受適格証明が出されました。 今回、裁判所で入札が行われた結果、この〇〇さんが買受人として選定されたため、第3条許可申請により農地の権利を取得するという流れになっています。
山下委員	14番 山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	後から出した人は、もっと早く申請していれば良かったのかなと僕は考えたんですよ。相手の人よりも早く申請していれば、もしかしたら〇〇〇の人の申請の時には違った結果になっていたかと思うんです。その人はこの畑の横でポンカンを作っていますんでね。この傍で駐車場みたいにして、確かそこでもポンカンを作っておったように思います。そういう事でまあどういった考えだったのか僕は知りませんが、出すのがちょっと遅かったんじゃないかと思うんですよ。その3番目に出して来た地元の人がね。これはもう許可を与えたというのは仕方がないと思うけれど、その後の裁判所の入札の関係でも疑問に思ったことがあるんです。その人の話では、裁判所に行ったらもう決定したと言われたらしいんですよ。地元の人も困っておいりました。そういう話も聞いたので、その仕組みというか、どうなっておるのかなと思ってね。
事務局	その件について、お話を聞いておかしいと感じましたので、ネットでの検索や振興局とか県の農業会議に確認を取るなどして色々調べてみました。そうすると今回の場合は、ちょっと特殊な内容となっていたようで、前に〇〇〇の方が証明願を出して来た時には、9月に競売の日が設定されていました。その〇〇〇の方の申請がこの場で却下になったために競売参加

	者がおらず、競売は不成立となりました。そうすると、次回の競売については、特別売却という扱いになるようでして、一般の競売であれば札を入れて入札ということになりますが、特別売却になった場合は、早い者勝ちになるという事でした。
山下委員	早い者勝ちですか？
事務局	そういう事らしいです。入札に行ったその地元の方から話を聞いたところ、裁判所の入札時刻は1時に受付開始だったのですが、その方も裁判所には着いていたようです。それでもう一人の今回決まった方は、1時の時点でもう受付窓口に着いたという事です。地元の方は、1時になった時点で裁判所の建物に入ったということで、窓口に行った時にはもう決定しましたという事を言われたようです。
山下委員	それはちょっとおかしいと思うね。
事務局	そうですね。私も腑に落ちない思いがありましたが、裁判所のルールではこれで問題ないとのことでした。
山下委員	僕も本人と話をしたんですが、異議申立てをしたらどうかという事を言ったんです。弁護士に相談して、聞いてみたらどうかと。けれど本人はそこまでする必要は無いということでは言っていました。
議長	そういう事ですか。まあ本人がそう言っているならね。けれど私も話を聞いた時に納得がいなくて、事務局にも色々聞いてもらいました。そうしたら今、説明があったような内容だったという訳です。
山下委員	これからの話になりますが、まあ前にも同じような申請があったという事で証明されたということなんです、今後については、同じことが起こった時にはやっぱり地元の農業者を守るというのが農業委員会だと思います。事務局のほうも今後こういう話が出てきた時の事について考えておいた方が良く思うんです。地元優先という事でやってもらえたら良いなと思います。他に誰も居ないのであれば他所の方でも仕方ないと思いますが、地元の方が居るのに他所の方というのはちょっと違うと思います。
事務局	ただその書類上と言いますか、例えば〇〇〇〇だったり〇〇、〇〇〇の

	方であったとしてもこの３条の農業をしますので買受適格者として証明してくださいという内容の証明願が提出され、この農業委員会定例会の場で審議され、営農が可能だという判断でそれが認められた場合は、後から地元の方の申請があったのでやっぱり認めませんという事には出来ないと思います。
議長	山下委員の言っていることは良く分かります。私も同じような考えを持っている訳ですが、この場でも２０何名かの皆さんにそれぞれの意見があると思いますので、山下委員が話をされたのは山下委員の意見であってそれはそれで良いと思います。この場で皆さんが意見を出し合って、それでもどうしてもまとまらないという時には多数決で決めると、それしか方法が無いという、それがいわゆる民主主義の方法かなと思います。気持ちとしては地元を優先という、そういった考えでやっていくというのは十分理解できますので、私もそういう風に考えるところがありますのでね。
中村委員	前回の〇〇さんの申請の時には、入札には十分間に合うという事で審議したと思うんですが、間に合わなかったということですか。
事務局	審議された時点では、入札日より前でしたので証明が間に合わなかったという事ではありません。ただ、早い者勝ちというルールがあったので、その受付を先にされてしまったという事です。
中村委員	その早い者勝ちというのならば先に並んだ方が受付されたらもう勝ちという事ですよね。同じように待っていて、〇〇さんが先に受付したからそこで終わりというのはおかしいのではないかな。それならば先に言っておいて貰わないと。選挙の受付でも一緒に居れば一番目はくじを引いて決めるようになっていると思います。早い者勝ちだと言っても二人居るのだからくじを引いてとかなら納得できるけれど、時間も凄く遅れた訳でもなく、１時に開庁するからそこで入ったということですので。それでもう終わったから受け付けられませんという話はないように思います。
事務局	裁判所からの通知の受付時間の書き方も午後１時から３時までという風に書いていますので、午後３時までに裁判所に行けば良いという認識でいました。〇〇さんも先に受け付けた人がいるからもうダメですよという話はその窓口で初めて知ったと思います。

中村委員	2時や3時ギリギリに行ったのであれば間に合わなかったという話も分かるけれど、まあ今回で我々も勉強になったと思いますが、この状況で間に合わなかったので受け付けしませんというのはどうも納得できません。そういうルールだという事を本人は伝えられて無いのでね。
角委員	質問ですが、これは競争入札で決まるという話ではなかったですか。それが早い者勝ちでしたか。競争入札であれば早く札を入れても他の人が入れたら金額の高い方に決まるのではないのですか。
事務局	先ほど少し説明しましたが、9月に〇〇〇の方から適格証明願が提出されましたが、却下となり入札自体が成立しませんでした。そして11月の入札については特別売却という形で実施されています。これは、1回目が流れてしまったために、売却したい側はどうしても売りたいということで、最初に入札があった人を買収受ける権利者とする方法をとるという事です。最初の方が下限額で入札し、後から別の人が倍の値段で入札を希望してもダメだというルールになっているようです。
議長	この件については、事務局の方の知識不足というかそういう面もあったかも知れませんが、これはもう本人の見識のもとでやる部分であるかと思っています。事務局の方でそういう知識があれば助言はできたかと思いますが、責任とかそういうものではないと思います。確かに私も早い者勝ちというのは全然知らなくて、それはおかしいだろうという事で、それで確認してもらったんですが、ルールとしてそういうやり方をしていると、それであれば仕方がないという、そういう事でした。
中筋委員	8番 中筋です。
議長	はい、8番 中筋委員。
中筋委員	しかし、裁判所でその早い者勝ちという、そういう入札というのがあるのでしょうか。今までの話を聞いていまして、入札者の順番を早い者順で決めるとかいうのは分かるのですが、この入札の方法については、一般常識では考えられないような方法を裁判所がやっておられるという事でね。そういう事があるのであれば、これは農業委員会の問題ではなく、裁判所側がそういう決定をする事が問題であると思います。1時から入札をするのであれば、これは遅れて行ったのであればまだ分かりますが、同時に来

	ているのに1人は良くて1人はダメだというのは、そういうやり方を本当にされているのでしょうか。
事務局	今回の場合は、〇〇さんと〇〇さんのお二人ともに1時前には裁判所に行っていたということです。ただ、〇〇さんの方は1時の時点で裁判所の窓口書類を持って行ったということで、〇〇さんのほうはきっちり時間を守って1時に裁判所の建物に入ったので窓口に着いた時には既に〇〇さんのほうの書類を受け付けているから後から来た〇〇さんの分は受付してもらえなかったという話です。
議長	もう一度やり直してもらう事はできないのかな。
増本委員	日にちが経っているし、それは無理でしょうね。
事務局	決定しているものをやり直すというのは出来ないと思います。
議長	まあでも裁判所が間違ったやり方をする筈がないですね。ただ、そういうやり方がある事を知っていれば、こういった事案の時に助言というか、これを念頭に置いて対応することが出来ると思いますので、今後はそういった指導なりをしていくという事でやって行きたいと思います。 皆さん、よろしいでしょうか。
議長	それではですね、他に質疑はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第75号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第75号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第76号認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
深美委員	はい、２０番 深美です。
議長	はい、２０番 深美委員。
深美委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第７６号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第７６号は原案通り承認可決されました。 以上をもって本日の議案審議は全て終了しました。ご協力をありがとうございました。それでは事務局、それから委員さん方から報告事項などはありませんか。
角委員	(サルの生態調査の結果について質問)
議長	他になければ本日の定例会を終了します。皆さんご苦労さまでした。 午後２時０５分 定例会終了